

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	危機管理防災課	整理番号	4-9
処分の種類	警戒区域への立入制限、禁止、退去の命令			
根拠法令条例等・条項	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)第114条第2項			
処分の概要	知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (武力攻撃事態等の発生という緊急事態は個々に態様が異なること、また、過去に処分実績がないため、あらかじめ処分基準を設定することは困難)</p> <p>【参考】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第114条第2項 前項の場合において、都道府県知事は、当該武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同項に規定する措置を講ずることができる。この場合において、当該措置を講じたときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			